

## CSDR 第 38 条に基づく

### 費用の開示

### BNP パリバ

#### 1. はじめに

本書は、以下に記載された種類の口座の維持に関する費用体系についてご説明するものです。適用される手数料に関連する詳細な情報はご希望に応じて提供いたします。

証券集中保管機関規則(以下「CSDR」)第 38 条に従って、BNP パリバはお客様に対して、関連する BNP パリバの事業体とその直接参加者となっている欧州連合(以下「EU」)域内の各証券集中保管機関(以下「CSD」)において、共同顧客分別管理口座(以下「OSA」)又は個別顧客分別管理口座(以下「ISA」)のいずれかの口座を開設する選択肢をご提供し、当該口座においてお客様の有価証券を保有しています。

本書は、当社のウェブサイト上で入手可能な関連する CSDR に基づく参加者の開示書面と併せてお読みいただくべきものであり、お客様のアクティビティ・プロファイル及びニーズに最も適した口座種別をお客様が選択するための追加の情報及びサポートを提供することを意図したものです。

本書は、お客様のアクティビティ・プロファイル及びニーズに最も適した口座種別(OSA 又は ISA)の選択についてお客様が判断するための追加情報として提供されるものです。本書は、お客様がかかる判断を行う際に有用となり得るものではありませんが、法的助言又はその他のいかなる形態の助言も構成するものではなく、そのようなものとして本書に依拠してはなりません。お客様が、いずれの口座種別又は分別の水準がお客様に適しているかを判断するためには、追加の情報が必要となることがあります。関連する規則、法的文書、及びお客様に提供されるその他の情報を検討し、お客様自身によるデューデリジェンス(精査)を行うことはお客様の責任です。お客様はご自身で、これらに関してお客様を支援するアドバイザーとなる専門家を任命することが考えられます。

#### 2. 背景

当社は、当社の帳簿及び記録において、分別されたそれぞれのお客様の口座において当社がそのお客様のために保有する有価証券に対するお客様の個々の権利を記録しています。また、当社は、各 CSD において当社名義の口座(当該口座はいずれかの BNP パリバの事業体の名義で保有されていますが、顧客口座として指定されています。)(又は当社のノミニーの名義による口座)を開設しており、かかる口座においてお客様の有価証券を保有しています。

当社は、CSD における 2 種類の口座、すなわち、ISA 及び OSA をお客様に提供することができます。



### 共同顧客分別管理口座(OSA)

OSA は、BNP パリバの一定数のお客様の有価証券を集合的に保有する際に使用されています。BNP パリバの自己所有分の有価証券は除外され、分別して保有されています。OSA は、CSD における標準的な口座体系です。

現時点において、当社は、既存の OSA 費用体系を変更する予定はありません。しかしながら、将来において費用の見直しが行われる可能性は引き続きあります。

### 個別顧客分別管理口座(ISA)

ISA は、単独のお客様の有価証券を保有する際に使用されるため、そのお客様の有価証券は、他のお客様の有価証券及び BNP パリバの自己所有分の有価証券とは分別して保有されます。お客様のために ISA を開設し、維持する費用は、通常、OSA を選択した場合に比べて高くなります。これは主に、ISA を開設し、継続的に維持することが BNP パリバ及び CSD の双方においてより複雑性を有し費用もかかることによるものです。同様の理由により、ISA の開設には OSA を選択した場合に比べてより時間を要する場合があります。

### 3. 時間及び費用に影響を与える要素

以下には CSD のレベルにおいて口座を開設、維持、及び運用する場合の時間及び費用体系に影響を与える主な要素の概要を記載しています。かかる要素には以下のようなものが含まれるものと思われます。

- ・ **口座種別**：選択した口座種別、すなわち、OSA であるか又は ISA であるかによって異なります。
- ・ **口座数**：開設を希望する口座の数は、BNP パリバ及び関連する CSD においてこれらの口座を開設し、これらの口座について継続的にサービスを提供するために必要となる時間及びリソースに影響を与えます。
- ・ **CSD における技術的設定**：CSD によって請求される設定及び維持のための費用及び手数料がもしあって該当する場合には、お客様に転嫁されます。これらには、下記第 4 項に記載する CSD 及び第三者の費用が含まれます。
- ・ **運用上の諸経費の増加**：これは、お客様の口座に関するものです(これは上記の 3 つの要素によっても、また、お客様の取引行動(例：取引量及び取引する資産の種類)によっても影響を受ける可能性があります)。

- ・ **内部における技術的設定**：技術的な設定及び維持のための費用及び手数料、並びに、現在の OSA 設定から ISA 設定に移行する場合は移行に関連する費用及び手数料がお客様に請求されます。
- ・ **ISA のための初期設定手数料**：ISA を初めて希望される場合は、初期設定手数料が適用される場合があります。
- ・ **ISA のためのランニングコスト**：ISA 口座のランニングコストのための追加費用が継続的に適用される場合があります。

料金体系は例外的な場合に修正されることがあり、また、後日、特に市場の動向に伴いさまざまな CSD が提供するサービスの内容がさらに明らかになるに従って変更される場合があります。

#### 4. CSD の費用及びその他の第三者の費用

第三者により課せられる手数料としては、CSD における口座の設置及び維持に係る手数料、並びにエージェント銀行の取引手数料が考えられます。

第三者の手数は、ISA 及び OSA の双方に適用されますが、一般に ISA の場合の方が、関連する第三者にとってより複雑で費用もかかるため、高いことが予想されます。

特定の第三者の手数が定期的に適用される場合があります(例：CSD が各 ISA につき月次又は年次のファシリテーション手数料を課す場合)。全ての第三者の手数は、当該第三者によって、定期的かつ継続的に見直され、随時変更の可能性がります。

より詳細な情報につきましては、CSD によって公表されている料金表も参照されることをお勧めします。

#### 5. CSD への参加

BNP Paribas SA(及びその関連会社)は、CSD の直接参加者であって、CSD においてお客様のために直接有価証券を保有しており、その詳細は以下の通りです。

CSD	参加者
クリアストリーム・バンキング S.A.(ルクセンブルグ)	BNP パリバ SA(ロンドン支店)



ユーロクリア・バンク SA/NV(ベルギー)	BNP パリバ SA(ニューヨーク支店)
	BNP パリバ・セキュリティーズ・コーポレーション
	BNP パリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド
	BNP パリバ証券株式会社
	BNP パリバ SA(ロンドン支店)

## 6. その他の質問

その他ご不明な点がございましたら、弊社営業担当者までご連絡下さい。

## 7. 免責事項

本書は BNP パリバによって誠実に作成されたものです。本書は BNP パリバ又はそのいずれかの関連会社によってお客様の参考資料としての目的に限定して提供されるものであり、お客様による使用のみを意図しており、BNP パリバの明示的な承諾なしに本書を引用若しくは回覧し、又はその他の方法により本書に言及することはできません。本書はリサーチレポート又はリサーチ推奨ではなく、また、個人による推奨でもありません。本書は何らかの取引戦略の採用若しくは何らかの金融商品の売買の申し出若しくは勧誘、又は、特定の口座種別、分別の水準若しくは取引の推奨と見なされるべきものではありません。本書に記載された情報及び意見は信頼できると考えられる情報源から入手されたものですが、BNP パリバはかかる情報及び意見が正確又は完全である旨の表明は明示又は黙示を問わず一切行いません。いかなる場合も、本書に記載された情報は対象事項についてその概要のみを提供することを意図しています。本書は法律、税務、会計、規制、又は財務上の助言を行うことを意図したのではなく、そのような目的のために依拠されるべきものではありません。他の金融機関又は個人は本書で分析された事実若しくは考え方について異なる意見を有していたり、又は、これらの事実若しくは考え方に基づいて異なる結論に至る可能性があります。いかなる BNP パリバのグループ会社も本書に含まれる資料の使用に起因して発生することのある直接的、間接的、又は派生的損失についてはその如何にかかわらず一切責任を負いません。

BNP パリバは法律又は規制に関する助言を提供するものではなく、あらゆる場合において、受領者は本書に記載された情報についてご自身で調査及び分析を行って下さるよう、また、ご自身のアドバイザーである専門家から助言をお求めいただくようお願いいたします。

BNP パリバは、欧州中央銀行(ECB)の認可及び監督を受けるとともに、信用機関の健全性監督に係る政策に関する特定の任務を ECB に付与する 2013 年 10 月 15 日付理事会規則第 1024/2013 号(Council Regulation n° 1024/2013)においてその管轄権を国レベルに残すと定められた監督に関してはフランス健全性監督破綻処理機構(ACPR)の認可及び監督を受けています。BNP パリバは有限責任の会社としてフラン

スで設立されました。登録上の事務所：16 Boulevard des Italiens, 75009 Paris, France。662 042 449 RCS Paris [www.bnpparibas.com](http://www.bnpparibas.com)。© BNP Paribas. All rights reserved.

## **BNP パリバ ロンドン支店**

10 Harewood Avenue, London NW1 6AA、電話：+44 20 7595 200、ファックス：+44 20 7595 2555-  
[www.bnpparibas.com](http://www.bnpparibas.com)。

BNP パリバは有限責任の会社としてフランスで設立されました。登録上の事務所：16 boulevard des Italiens, 75009 Paris, France。662 042 449 RCS Paris。BNP パリバ ロンドン支店は欧州中央銀行(ECB)及びフランス健全性監督破綻処理機構(ACPR)の監督を受けています。

BNP パリバ ロンドン支店は ECB、ACPR 及び英国健全性監督機構の認可を受けており、また、英国金融行為規制機構及び英国健全性監督機構の限定的な規制もを受けています。英国健全性監督機構による当社への認可及び規制、並びに英国金融行為規制機構による規制の範囲に関する詳細は、ご希望に応じて当社よりご提供します。BNP パリバ ロンドン支店は FC13447 番でイングランド及びウェールズにおいて登録されています。

## **BNP パリバ ニューヨーク支店**

BNP パリバ S.A.はフランス法に基づき設立された株式会社であり、そのニューヨーク支店はニューヨーク州金融サービス局の免許を受けた、ニューヨーク州法に基づく外国金融機関として有効に存続しています。

787 Seventh Avenue, New York, New York 10019

## **BNP パリバ・セキュリティーズ・コーポレーション**

BNP パリバの関連会社である BNP パリバ・セキュリティーズ・コーポレーションは、デラウェア州で設立された米国の登録ブローカー・ディーラー兼先物取次業者であり、FINRA、NFA、並びに NYSE 及びその他の主要な取引所の会員です。

787 Seventh Avenue, New York, New York 10019

## **BNP パリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッド**

BNP パリバ・セキュリティーズ(アジア)リミテッドは香港証券先物条例に基づく規制対象業務タイプ 1、2、4 及び 6 の実施に関して香港証券・先物取引監察委員会の規制を受ける免許企業です。本書は香

港のプロ投資家のみを対象とすることを意図したものです。本書に記載する商品又は取引の中には、香港においては許可されないもの、及び香港の投資家が入手できないものが含まれる場合があります。

## **BNP パリバ証券株式会社**

BNP パリバ証券株式会社は日本の金融商品取引法に基づいて登録された金融商品取引業者であり、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会に加入しています。日本国外に所在する他の BNP パリバの関連会社によって作成された報告書につきましては、かかる報告書が BNP パリバ証券株式会社によって日本を拠点とする企業に配布された場合に限り、BNP パリバ証券株式会社はその内容について責任を負います。かかる報告書に記載された外国証券の中には日本の金融商品取引法に従った開示がなされていないものも含まれます。

